

多摩市広報掲示板ポスター利用規定

市では、広報掲示板を市内 32 か所に設置し、公共機関からの情報を提供しています。
掲示スペースに余地があった場合は、以下により、広報掲示板をご利用いただけます。

1. 利用できる団体・開催場所 (1)~(5)のすべてに該当する団体

- (1) 主たる活動場所が市内にある市民団体・NPO
- (2) 構成員の半数以上が市内在住・在勤・在学者である
- (3) 民間企業でないこと
- (4) 政治・宗教活動団体でないこと
- (5) 開催場所が市内の公共施設であること

※その他

- ・市が共催または後援する催しであれば (1) ~ (5) に該当しなくても可 (開催場所が近隣市でも可)
- ・その他、広報広聴課が認めた団体

2. 掲示できる内容 (1)~(5)のすべてに該当する団体

- (1) 広く一般に開放されるものであること
- (2) 営利を目的としないものであること
- (3) その団体の経営に関わるもの (職員募集など) でないこと
- (4) 政治・宗教的な目的 (署名運動含む) を有していないものであること
- (5) 個人的な呼びかけ (迷い犬探し、生徒募集など) でないこと

※その他

- ・広報広聴課が認めた内容

3. 掲示物の規定

▽サイズ B5~A3

※多くの市民団体が利用できるよう小さいサイズでの作成をお願いします

▽素材 画びょうで張り付けられる素材 (ダンボール・パネル・シールは不可)

※封筒の張り付け (ポケット等) は不可とし、水性インク等を用いる場合は、防水を施すこと

▽その他 団体名・連絡先 (市内) を明記すること



4. 掲示方法

(1) 定期掲示

広報広聴課で掲示物をお預かりし、当方で掲示します。

▽掲示期間 **毎月1日・15日**（1月1日は除く）から**半月間**

▽掲示枚数 **32枚まで**

※掲示日の概ね一週間前の開庁日までにお持ち込みください

▽掲示場所 32か所（鍵付き掲示板5か所を含む）

▽受付 市役所3階 広報広聴課窓口 8時30分～17時

※掲示物が多い場合、全てを掲示できない場合があります

※掲示場所の指定はできません

※天候により、掲示日が遅れる場合があります

※掲示期間が過ぎた掲示物は当方で処分します（返却不可）

(2) 自主掲示

掲示希望日にあわせて、各自で直接、掲示することができます。事前の受け付け（承認印）が必要です。

▽掲示期間 希望日から**15日間** ※掲示開始日を要指定

▽掲示枚数 **27枚まで**

▽掲示場所 **27か所（鍵付き掲示板5か所を除く）**

※掲示スペースに余地がある掲示板に限ります

▽受付 市役所3階 広報広聴課窓口 8時30分～17時

※画びょうは各自で用意してください

※受け付け時に市内掲示板所在地の用紙をお渡しします

※掲示期間が過ぎた掲示物は定期掲示時に当方で処分します（返却不可）

※承認印の日付が過ぎている掲示物は上から重ねて掲示できます

★定期掲示と自主掲示の併用はできません

★同内容の掲示物の複数回掲示はできません（ただし、会員募集は年度に2回まで掲示可）

5. その他

- ・ 承認印がない、承認印の日付が改ざんされた掲示物、違法なビラ・チラシなどの掲示物を発見された場合は、広報広聴課広報係へご連絡ください。当方で処分します。
- ・ 利用規定に反して掲示を行った団体については、今後の利用を一切禁じます。

6. 問合せ

多摩市役所 広報広聴課広報係 電話042-338-6812（直通）